

令和 6 年 8 月 2 8 日

### 損害賠償の和解 3 件についての概要

昨年 10 月のインボイス制度開始を契機に、市が納税義務者となる下水道事業において、消費税の修正申告する事案が生じました。これらのことを踏まえ、市が消費税を支払う取引である市発注業務において、消費税の課税・非課税等の区分の取扱について、本年 2 月から 3 月にかけて委託業務について点検しました。

その内、本来、課税事業として契約すべきところを非課税事業としていたものが 3 件あったことが判明しました。ここで受託事業者と協議が整ったので、損害賠償に係る補正予算と損害賠償の和解について、議決案件として議会上程するものです。

事業者の方々にご迷惑をおかけしたことを深くお詫びするとともに、今後はこのようなことを繰り返さないよう、根拠法令の確認や税務署への問い合わせ等を徹底し、再発防止に努めてまいります。

#### 1 多摩市成年後見制度利用者支援事業業務委託契約に係る消費税等相当額

(1) 相手方 社会福祉法人 A

(2) 内容 令和 2 年度から令和 5 年度までの各年度に締結した多摩市成後見制利用者支援事業業務委託契約に関して、消費税法第 6 条第 1 項に規定される非課税取引である又は相手方が免税事業者であるとして、非課税とする取り扱いとしていた。しかし、改めて契約内容を確認する中で、本事業が非課税事業には該当せず、令和 4 年度及び令和 5 年度については、相手方が課税事業者であることが判明した。これらについては、本事業が非課税取引であること、免税事業者であると市と相手方の双方で誤認していたためである。そのため、相手方が納付した消費税、地方消費税、延滞税及び無申告加算税について、既納付額相当額を賠償することで和解することとした。

(3) 課税誤りの該当期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日 (令和 4 年度)  
令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日 (令和 5 年度)

(4) 賠償予定額

令和 4 年度 1, 196, 200 円 (消費税・地方消費税・延滞税・無申告加算税)

令和 5 年度 1, 117, 600 円 (消費税・地方消費税)

合計 2, 313, 800 円 ※令和 2・3 年度は免税事業者のため負担なし

#### 2 中部高齢者見守り相談窓口事業業務委託契約に関して生じた消費税及び地方消費税の課税誤り

(1) 相手方 社会医療法人 A

(2) 内容 中部高齢者見守り相談窓口事業業務委託について、平成28年～令和3年度は事業総額に対し消費税を課税していたが、令和4年度から人件費相当部分を非課税とする取り扱いに変更していた。改めて契約内容を確認する中で、本事業が消費税法第6条第1項に規定される非課税事業には該当しないものと判断されたため、事業総額に対し消費税を課税する取り扱いが正しいと判断された。そのため、委託事業者に対する既支払消費税額と消費税額の差額及び修正申告に伴う延滞税並びに修正申告に伴う税理士費用を賠償することで和解することとした。

(3) 課税誤りの該当期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日（令和4年度）  
令和5年4月1日から令和6年3月31日（令和5年度）

(4) 賠償予定額

令和4年度 1, 212, 503円（消費税・地方消費税・修正申告に伴う延滞税及び税理士費用）

令和5年度 876, 994円（消費税・地方消費税）

合計 2, 089, 497円

3 北部高齢者見守り相談窓口事業業務委託契約に関して生じた消費税及び地方消費税の課税誤り

(1) 相手方 社会福祉法人B

(2) 内容 北部高齢者見守り相談窓口事業業務委託について、令和3年度の事業開始当初から人件費及び賃借料相当部分を非課税とする取り扱いとしてきた。改めて契約内容を確認する中で、本事業が消費税法第6条第1項に規定される非課税事業には該当しないものと判断されたため、事業総額に対し消費税を課税する取り扱いが正しいと判断された。そのため、委託事業者に対する既支払消費税額と消費税額の差額を賠償することで和解することとした。

(3) 課税誤りの該当期間 令和3年9月1日から令和4年3月31日（令和3年度）  
令和4年4月1日から令和5年3月31日（令和4年度）  
令和5年4月1日から令和6年3月31日（令和5年度）

(4) 賠償予定額

令和5年度 879, 003円（消費税・地方消費税）

合計 879, 003円 ※令和3・4年度は免税事業者のため負担なし

問い合わせ

1 成年後見制度に関すること

健康福祉部福祉総務課 電話 042-338-6839

2・3 高齢者見守り相談窓口事業に関すること

健康福祉部高齢支援課 電話 042-338-6923